

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県庄内町は、子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

山形県庄内町長

## 公表日

平成28年11月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	<p>子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請書や届出書に関する確認</li><li>②入所要件の確認</li><li>③保護者情報の確認</li><li>④保育料算定に必要な各種情報の照会</li></ul> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども子育て支援システム</li><li>・収納管理システム</li><li>・滞納管理システム</li><li>・団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)</li><li>・中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども子育て児童台帳情報ファイル</li><li>・収納情報ファイル</li><li>・滞納情報ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一(94の項)</li><li>・別表第一の主務省令に無いが、現在法整備中の事務であり、今後見込まれる。</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]
②法令上の根拠	<p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p> <p>(情報照会事務)            ・番号法第19条第7項 別表第二(116の項)            ・別表第二の主務省令に無いが、現在法整備中の事務であり、今後見込まれる。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課主幹 石川 仲
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県庄内町役場 総務課 総務係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132-1 電話:0234-43-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県庄内町役場 保健福祉課 子育て応援係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町狩川字大釜22 電話:0234-56-2235

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

